

**首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務
企画提案競技実施要領**

1 趣旨

本業務を委託する者の選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 目的

青森県では、首都圏における新たな情報発信拠点として、青森県の情報を統括的に発信するための拠点施設の整備を検討している。本業務は、新たな拠点施設の整備に向けて、アンテナショップ「あおもり北彩館東京店」の現状や、新たな拠点施設に必要とされる機能、規模、場所、経費等について有識者による検討・提言を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託金額の上限額

金9,994,600円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※実際の契約額は、最優秀者の決定後に、見積合わせを行った上で決定する。

(4) 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年 9月13日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年 9月20日（金） 17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年 9月25日（水）まで |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和6年 9月27日（金） 17時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年10月 7日（月） 17時 |
| (6) 審査（対面） | 令和6年10月 9日（水） |
| (8) 委託契約締結 | 令和6年10月中旬 |

4 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を県に提出する。

審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにより、審査委員会で最も優れた提案を行ったと認められた者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件 (参加資格)

下記の全ての条件を満たす者であること。

- ① 国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- ② 青森県財務規則 (昭和39年3月青森県規則第10号) 第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく手続を行っていない者であること。
- ⑤ 暴力団 (暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に該当する暴力団をいう。) 又は暴力団員の統制の下にない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。

(3) 提出書類、提出方法及び提出期限

	提出書類	部数	提出方法	提出期限
①	・参加表明書 (様式第1号) (提案者の概要が分かる資料を添付) ・申立書 (様式第2号)	1部	郵送、持参又は電子メール (県に到着を確認すること)	令和6年9月27日 (金) 17:00まで (必着)
②	・企画提案書 (下記5参照)	正本1部、 副本8部	郵送又は持参	令和6年10月7日 (月) 17:00まで (必着)

※提出書類の返却はしない。

(4) 提出先、問合せ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 県庁西棟4階

青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課 販売戦略推進グループ

○本事業に対する電話による問合せ対応時間 (土日祝日を除く)

8:30~12:00、13:00~17:15

電話: 017-734-9571

電子メール: kensanhin@pref.aomori.lg.jp

電子メール送信の際は、タイトルに「首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務企画提案競技 (〇〇〇)」とし、(〇〇〇) には提案者名を記載すること。

(5) 質問の受付及び回答

- ① 受付期限 令和6年9月20日 (金) 17:00
- ② 受付場所 上記(4)に同じ
- ③ 提出様式 様式第3号
- ④ 提出方法 電子メール

- ⑤ 回 答 令和6年9月25日（水）17：00までに県ホームページに掲載するとともに、質問者に電子メールにより回答する。
- ⑥ そ の 他 本業務の公示資料上で確認可能な質問については、回答しない。
受付期限を過ぎた質問については、対応しない。

5 企画提案書の概要

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。
様式は任意とし、A4又はA3サイズ（A3の場合は折りたたむこと。）を基本とする。
作成に当たっては、別紙仕様書及び別紙2の審査項目を参考にすること。

（1）企画提案書記載事項

企画提案書には、次の項目について記載（表現）すること。

① 企画案

仕様書を踏まえた企画を提案すること。なお、提案内容について不明点があった際、こちらから問合せをすることがある。

② 有識者による検討委員会の構成員についての具体的な提案

③ 実施体制

- ・ 業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）
- ・ スタッフ全員のプロフィール

④ 事業実施スケジュール

⑤ 実績

過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

⑥ その他特記事項

（2）経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載し、総額は消費税込みの額とすること。

6 企画提案の辞退

参加表明書提出後、提案を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。

（1）提出先 4の（4）に同じ

（2）提出方法 郵送又は持参

（3）そ の 他 辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても本企画提案に再び参加表明することはできないこととする。

7 企画提案書の審査

（1）審査の方法

審査は、提案者によるプレゼンテーションを踏まえて審査員が評価方式により採点し、評価点を元に審査委員会の協議により最優秀者を決定する。

(2) 実施日

令和6年10月9日(水)

- ・プレゼンテーションは、1者につき、説明20分、質疑応答10分以内とする。
- ・各者のプレゼンテーション開始時刻は、別途通知する。

(3) 実施場所

青森市内の会議室。別途通知する。

8 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果に対する質問及び異議申立ては受け付けない。

9 契約に関する基本的事項

- (1) 最優秀者を当該業務における随意契約の見積徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能になった場合は、次点の者を見積徴取の相手方とする。
- (2) 選定された企画提案書を参考に委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施に関して、業務受注予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と受注予定者とで協議の上決定する。

10 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する経費については、提案者が負担する。
- (2) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 使用言語は日本語とする。
- (4) 使用通貨は円とする。

様式第1号

首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務
企画提案競技に係る参加表明書

令和6年 月 日

青森県知事 殿

所在地
事業者名
代表者名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者の概要

(フリガナ)	
事業者名	
所在地（本社が青森県 外の場合は青森県を担 当する営業所も併記）	
担当者及び連絡先	所 属 担当者 電 話 F A X E-mail

2 添付書類

提案者の概要（業務内容、関連業務実績、国や地方公共団体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等）が分かる書類

様式第2号

首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務
企画提案競技に係る申立書

令和6年 月 日

青森県知事 殿

所在地

事業者名

代表者名

首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務企画提案競技の参加に当たり、首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務企画提案競技実施要領4の(2)の参加資格を満たしていることを申し立てます。

様式第3号

質 問 書

(首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務)

令和6年 月 日

質問者名 (事業者名)	
担当者職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

質問事項

送付先	青森県 県産品販売・輸出促進課 販売戦略推進グループ 電子メール : kensanhin@pref.aomori.lg.jp
-----	---